

第6回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
事務局長補佐	高木健
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第20号 職員の任免について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 5 年第 6 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席ですので欠席遅刻委員はございません。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、6 番足立恵一委員、7 番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 5 年 4 月 18 日（火）西部地区農業委員会会長協議会総会・研修会
（会長・事務局長）

令和 5 年 4 月 24 日（月）常設審議委員会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 20 号「職員の任免について」を議題
とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 20 号「職員の任免について」説明をさせていただきます。議案の 1～
2 ページをご覧ください。令和 5 年 5 月 1 日付をもちまして、農政課の方に高
木が配属となりました。産業部農政課長補佐兼農地調整係長として、配属にな
りましたので、それに伴いまして、農業委員会の局長補佐と言う形で任じたい
ものでございます。2 ページをご覧ください。先ほどご挨拶をさせていただきました
木村と古田も 4 月 1 日付で配属になっているのですが、そちらの方に
高木を配置いたしまして、定数 6 名体制で農業委員会の事務局を行っていき
たいと考えるものでございます。事務局の説明は以上でございます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので採決をとります。議案第 20 号に賛成の方は挙手をお願い
します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 20 号は、原案のとおり承認されました。

事務局長 それではここで議事を一旦中断し、この度任命する職員の辞令交付式を行います。

(辞令交付式を実施)

議長 続きまして、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請書について」の説明をお願いします。

事務局 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。議案は3ページからとなります。今回3件の申請が出ています。(番号1)譲渡人が外江町のAさん、譲受人が外江町のBさんです。土地の所在は、4ページをご覧ください。外江保育園の南西側の畑でございます、外江町、畑、農振地域内、647㎡でございます。次に農地法第3条第2項各号の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるということで、農地を効率的に利用できると思込られます。第2号及び第3号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と思込られます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、濱田委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

佐々木委員 場所は、4ページの地図を見ますと、道路にほぼ面していません。大きな道路の中間位に侵入路があり、特に問題はないと思います。皆さんの審議を宜しくお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 1)、原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、(番号 2)の説明をお願いします。

事 務 局 (番号 2)を説明させていただきます。譲渡人が兵庫県伊丹市のCさんで、譲受人が財ノ木町のDさんです。申請地を売買により所有権移転し、露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在地は5ページをご覧ください。Eさんの南側の農地の角地でDさんの横の農地で、財ノ木町、市街化区域内、畑、478㎡となっております。次に農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、現在耕作をされておられ、所有権移転後も耕作を維持されとのことで、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持する事で農地の荒廃を防ぐことが出来るということで今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、濱田委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 その日は、Dさんの息子さんがハウスで作業をしておられました。多分、大丈夫だと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号 2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、

(番号3)の説明をお願いします。

事務局 (番号3)の説明をさせていただきます。譲渡人が兵庫県明石市のFさんで、譲受人が夕日ヶ丘のGさんです。申請地を売買により、所有権移転し、露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在地は、6ページをご覧ください。幸神町を深田川が通っておりまして、幸神町との間の畑、小篠津町、農用地区域内、467㎡、畑でございます。次に、農地法第3条第2項の各号の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。第1号の全部効率利用要件についてですが、現在耕作をしておられ、所有権移転後も耕作を維持されるということで、農地を効率的に利用できると思込めます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と思込めます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持する事で農地の荒廃を防ぐことが出来るということで今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、濱田委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

佐々木委員 現地はきれいに作付してありまして、申し分ない状態です。以上です。皆様のご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第22号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の説明をお願いします。

事務局 議案第22号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を説明させていた

できます。内容については８～９ページになります。今回１７筆の申請がございまして、１番から６番までが使用貸借、７番以降は賃貸借となっております。農家さんからの申し出により、貸付を行っているものでございます。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第２２号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第２２号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第１３号 農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第１４号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議会（会長） 令和５年５月２２日（月）

○全国農業委員会会長大会（会長） 令和５年５月３０日（火）

○令和５年第７回境港市農業委員会総会 令和５年６月１２日（月）

◆午後１時３０分～ （第１会議室）

タブレット研修会

◆総会終了後

・農業委員会情報 市報 ５月号「農地や用水路への不法投棄について」

市報 ６月号「畑の貸し借りについて」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和５年第６回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和５年５月１２日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
